

浜松市都市緑化及び都市公園等の事業に寄附の行為の

あった者に対する感謝状等の取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市の都市緑化や緑地保全、都市公園等の事業に対して、寄附の行為のあった者に対する感謝状等(礼状を含む)の贈呈について必要な事項を定める。

(贈呈に該当するもの)

第2条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する者に贈呈する。

- (1) 寄附金の額が50万円以上の個人
- (2) 寄附金の額が100万円以上の法人その他の団体
- (3) 前2号に定める者のほか、特に市長が、必要があると認めるもの

(贈呈・発送に該当するもの)

第3条 礼状は、次の各号の一に該当する者に贈呈もしくは発送する。

- (1) 前条に該当する者以外の者で寄附金の額が10万円以上のもの
- (2) その他特に市長が、必要があると認めるもの

(金額の換算)

第4条 寄附物件については、時価に金額換算をして対応する。

(贈呈)

第5条 感謝状等の贈呈は、必要な都度市長が行う。

(様式)

第6条 感謝状等の様式は、別に定める様式とする。

附 則

この要綱は、平成 元年 3月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。